

津山市 I C T 部門の業務継続計画書 (I C T - B C P)

岡山県津山市

平成 3 0 年 3 月 2 7 日 作成
令和 3 年 3 月 1 日 改定
(Rev1.1)



■文書の新規発行／改定

版数	改正／施行年月日	文書の新規制定／改定内容	承認者	作成部署	備考
初版	作成：平成30年 3月27日 施行：平成30年 3月27日	新規制定		情報政策課	
改定	改正：令和 3年 3月 1日 施行：令和 3年 3月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年、令和2年4月機構改革に対応 ・本庁舎耐震補強工事完了による事への対応 ・複数のシステムインフラの事前対策完了した事への対応 ・元号改正に対応 		情報政策課	
改定	改正：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				
改定	改正：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				
	改正：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				
	改正：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				
	改正：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				

(注意)

- (1) 本文書を一部改定した場合、当該改正に係る部分（影響するページ）を加除方式により差し替え、最新化する。
- (2) 本文書を全部改定した場合、各所管における改正前の本文書を速やかに撤去し、回収する。
- (3) 文書の新規制定／改定内容は、制定及び改定の都度、当該制定及び改定の履歴を記載したものと差し替える。

<本文書の保管について>

- (1) 本文書（原本）及びその写し（1部）を情報政策課執務室内にて保管する。
- (2) 本文書の写しを情報政策課、危機管理室防災担当職員が所持する。情報政策課長及び情報化推進係長は自宅にも所持する。なお、自宅所持対象職員に異動があった場合には、自宅に所持するものは速やかに後任者に引き継ぐ。

目次

1. 津山市 I C T 部門の業務継続計画・基本方針	1
(1) 津山市 I C T 部門の業務継続計画.....	1
(2) 基本方針.....	1
2. 平常時における推進体制と維持管理.....	2
(1) 推進体制と役割.....	2
(2) 運用.....	3
3. 被害想定.....	4
4. 復旧拠点.....	4
(1) 復旧拠点の考え方.....	4
(2) 代替拠点選定要素.....	4
(3) 復旧拠点（本庁舎、勝北支所、久米支所）周辺における被害想定.....	5
5. 重要業務、重要システム・インフラ.....	6
6. リソースの現状(脆弱性)と代替の有無.....	6
7. 被害を受ける可能性と事前対策計画.....	7
8. 緊急時対応・復旧計画.....	10
(1) 緊急時対応体制.....	10
(2) I C T 部門の役割.....	11
(3) 情報システム班設置基準.....	12
(4) 情報システム班の参集及びその後の対応.....	13
(5) 復旧フロー.....	14
(6) 復旧を優先する業務システム一覧.....	15
9. 用語集.....	16
10. 資料(注：別冊).....	17

1. 津山市 I C T 部門の業務継続計画・基本方針

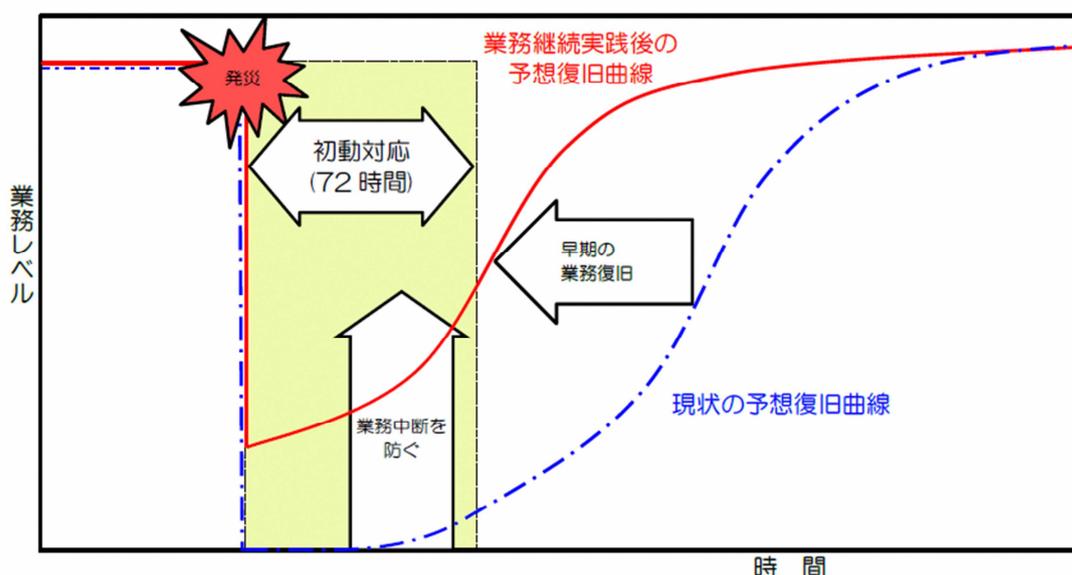
(1) 津山市 I C T 部門の業務継続計画

「業務継続計画」とは、大規模災害や事故で被害を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画である。

大規模災害や事故が発生した場合、周辺地域の被害により、ヒト、モノ、社会インフラなど利用できる資源に制約がかかる状況に陥ることが予想される。このような事態において復旧を優先すべき重要業務（災害時優先業務）を事前に特定しておき、バックアップ体制やリスクの軽減、復旧手順の明確化、指揮命令系統の確立及び初動対応など、計画を策定し、準備しておく必要がある。

こうしたなか、業務の情報通信技術への依存度が高い今日においては、情報通信技術の利活用の有無が初動対応の迅速性に大きな影響を与えることが想定される。

本文書では、これらの準備の中で I C T 部門における業務継続計画（以下「I C T¹- B C P²」という。）を定めており、その中でも発災後 7 2 時間以内の初動対応に特化した計画としている。



(2) 基本方針

本方針は、市の災害時における初動対応の開始が即時に行えるように、重要システム・インフラ³等の被害を最小限にとどめるとともに、速やかに復旧することを目的とする。

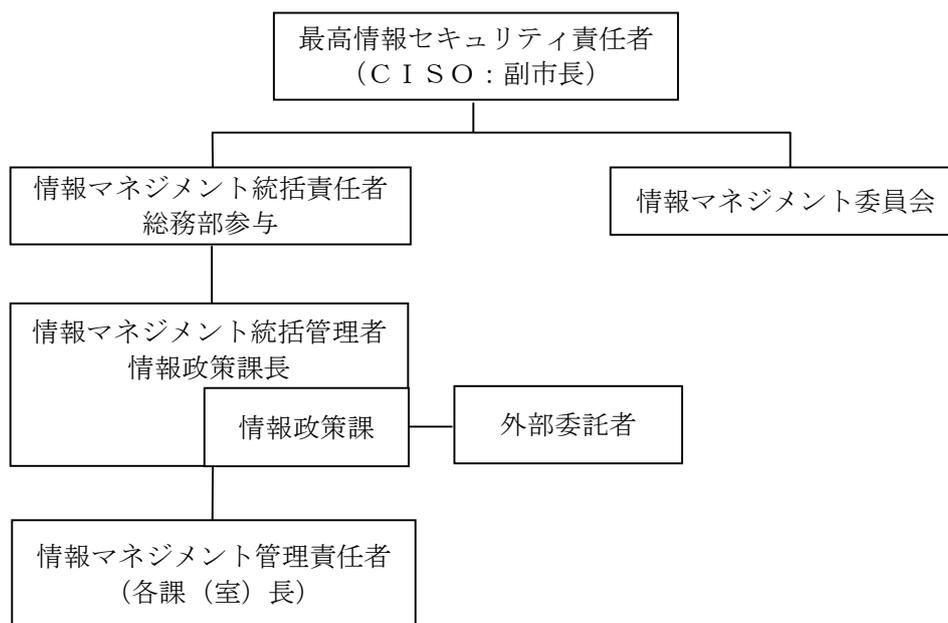
- ① 発災時の被害を最小限にとどめるため、資源を抽出し評価したうえで予防措置を行う。
- ② 住民の安全確保、生活及び経済活動の基礎的部分の早期復旧に必要なシステム・インフラを最優先で復旧する。
- ③ 本計画は、定期的に取り組みを評価し必要に応じて見直しを行う。

2. 平常時における推進体制と維持管理

(1) 推進体制と役割

ICT-BCPは、「最高情報セキュリティ責任者（CISO）」をトップとした既存の情報マネジメント体制により実施する（下図参照）。当推進体制において、各業務部門の参画支援を得て業務継続計画を策定、改訂する。また、有事の際は災害対策本部の指揮に従い、復旧体制は8.(1)緊急時対応体制のもと、業務の復旧を実施する。

<津山市ICT-BCP推進体制>



組織名称	役割の概要	災害対策本部との関係
最高情報セキュリティ責任者 (CISO: 副市長)	ICT-BCP 運用の全般を統括する。	災害対策副本部長
情報マネジメント統括責任者 (総務部参与)	最高情報セキュリティ責任者を補佐し、ICT-BCP に関する課題、対策遂行及び検証などを統括する。	本部員
情報マネジメント委員会	ICT-BCP の策定、改訂の承認を行う。	
情報マネジメント統括管理者 (情報政策課長)	ICT-BCP の維持管理を行う。 ICT-BCP の策定、改訂の方針決定を行う。	情報政策班長
情報政策課	ICT-BCP の策定、改訂のとりまとめを行う。 外部委託者との調整を行う。	
情報マネジメント管理責任者 (各課(室)長)	ICT-BCP の主管領域の作成及び計画で定められた各種施策を担当する。	

(2) 運用

I C T - B C Pは環境の変化に対して最新の状態を保ち、実効性を維持していく必要がある。そのため、以下3項目について定期的実施する。

① 評価・見直し

I C T - B C Pをできる限り最新の内容で運用するために、運用管理チェックシート「様式1:業務継続計画の更新チェックシート」、「様式2:持ち出し物品チェックシート」、を用いて、定期的に内容を確認し必要な見直しを実施する。

② 周知

災害時に迅速に対応するため、本計画をグループウェア等で全職員に公開し、周知を徹底する。

③ 訓練

災害対応力を高め、維持していくために訓練計画を「様式3:訓練計画」によりとりまとめ、定期的に訓練を実施する。

3. 被害想定

津山市地域防災計画【震災対策編】を踏まえ、下記の被災状況を想定する。

- ① 発生災害 地震
- ② 災害規模 震度6強（那岐山断層帯地震を想定）
- ③ 発災時刻 就業時間内、就業時間外の2通り
- ④ 二次災害 庁舎内の局所火災及び消火による水損

4. 復旧拠点

(1) 復旧拠点の考え方

基本的には本庁舎で復旧を行えるよう防災対策、代替策などの事前対策を施しておくが、本庁舎や周辺のインフラ、ライフライン等の被害が甚大な場合を想定し、代替拠点での復旧も行えるようにしておく。

復旧拠点の選定に際しては情報通信分野の業務継続性確保の観点から、「8. (1) 緊急時対応体制」の情報システム班が災害対策本部へ状況を報告する。

なお、代替拠点での応急業務は初動対応とし、完全な機能回復の拠点については災害対策本部の判断に従う。

(2) 代替拠点選定要素

代替拠点については、津山市地域防災計画【震災対策編】を参考にICTの観点から下記の選定要素に則って検討する。

選定要素の状況を踏まえ、全てを満たす**勝北支所を第1候補**に、1項目を除いて満たす**久米支所を第2候補**とする。

代替拠点選定要素	☑適合 ☐不適合			
	東庁舎	すこやか こどもセンター	久米支所	勝北支所
①耐震性を有す建築物である	☑	☑	☑	☑
②浸水被害を受けにくい場所にある	☑	☑	☐	☑
③本部要員の収容能力があり、長期使用が可能な施設である	☑	☑	☑	☑
④冗長電源（非常用電源）を備えている	☐	☐	☑	☑
⑤通信設備（行政無線、LGWAN ⁴ 等情報ネットワークなど）が備えられている	☐	☐	☑	☑
⑥セキュリティ管理、空調等、必要なレベルにある	☑	☑	☑	☑
⑦本庁舎と同時罹災しにくい施設である	☐	☐	☑	☑
⑧幹線道路に近接し、交通の便がよい	☑	☑	☑	☑
⑨津山市内の施設である	☑	☑	☑	☑

<資料2, 3, 4参照>

(3) 復旧拠点（本庁舎、勝北支所、久米支所）周辺における被害想定

項目		想定被害状況
拠点	本庁舎	新耐震基準のため、致命的な損壊はなく継続利用可能とする。 庁舎内はガラスが飛散し、机上の書類、機材は落下しているとする。
	勝北支所	新耐震基準のため、致命的な損壊はなく継続利用可能とする。 庁舎内はガラスが飛散し、机上の書類・機材は落下しているとする。
	久米支所	新耐震基準のため、致命的な損壊はなく継続利用可能とする。 庁舎内はガラスが飛散し、机上の書類・機材は落下しているとする。近傍河川が氾濫した場合は、庁舎1階部分は使用不能とする。
周辺被害	火災	近隣建物にて小規模の火災が発生するものの、近隣建物からは緩衝地があるため、類焼のおそれはないとする。
庁舎内機器	空調装置	機器そのものへの被害はないが、停電の影響を受け、電力供給が正常化するまでは利用不能とする。
	サーバ類 ネットワーク機器	免震床に設置及びアンカー打ちしてあるサーバラックは転倒しないが、非免震、非固定のサーバラックは転倒し、修理に最低1週間程度要するとする。なお、対策済サーバでもディスク破損により、データは使えないものとする。
	パソコン	固定措置を施していないPCは利用できないものとする。
要員	本庁舎	<就業時間内> 本庁舎に市長、副市長、情報政策課、業務部門の要員が勤務しており、職員の負傷は軽微とする。 <就業時間外> 被災により、参集できない職員が出る可能性が想定される。 発災当日又は発災後初めての朝に参集可能な職員は、居住距離（3km以内）から全体の60～70%程度と想定する。
	勝北支所 久米支所	<就業時間内> 業務部門の要員が勤務しており、職員の負傷は軽微とする。 本庁舎に市長以下、災害対策本部要員、情報政策課職員が勤務しており代替拠点移動の判断に従い順次代替拠点へ移動する。 <就業時間外> 被災により、参集できない職員が出る可能性が想定される。 発災当日又は発災後初めての朝に参集可能な職員は、居住距離（3km以内）から全体の30～40%程度と想定する。
電力	本庁	地域の電力供給は、一部で途絶することが想定される。電力会社は早期復旧に努めると思われるが、庁舎への電力供給は最長1日間停止すると想定する。 庁舎への電力の供給停止時は、非常用電源により30.5時間は暫定供給される。また、非常用電源供給元の自家発電機は、燃料の優先供給契約を結んでおり、ある程度の期間は燃料確保可能と想定する。
	勝北支所	庁舎への電力の供給停止時は、非常用電源により5時間は暫定供給される。燃料の優先供給契約未締結のため、その後の燃料の確保はできない。
	久米支所	庁舎への電力の供給停止時は、非常用電源により25.5時間は暫定供給される。燃料の優先供給契約未締結のため、その後の燃料の確保はできない。
電話	固定電話	不通とまではならないが、一般電話は輻輳が生じると考えられる。 ただし、災害時優先電話は通常どおり利用可能。
	携帯電話	音声通話は繋がりにくくなるなどの障害、輻輳も生じると考えられる。 パケット通信は機能が低下するものの利用可能とする。
インターネット		インターネット網への接続は通信事業者に依存することになるが、複数の接続手段を確保していることにより利用可能とする。
道路		発災直後は徒歩帰宅者や自家用車で道路があふれる可能性がある。主要幹線道路は交通規制により1週間程度は緊急通行車両以外の車による通行はできないと想定する。 橋梁の大規模損傷が想定される区間では参集ができなくなる可能性がある。
鉄道		数日から1週間程度運休すると想定する。

5. 重要業務、重要システム・インフラ

初動業務に必要なICT資源を抽出し、発災時のICT資源の被害への可能性及び代替手段等の検討内容は以下のとおりである。

- ①初動検討表（「本庁舎継続利用の場合」） <資料5参照>
- ②初動検討表（「代替拠点移行の場合」） <資料6参照>

※当リストはセキュリティ確保のため非公開情報とする。

6. リソース⁶の現状(脆弱性)と代替の有無

「5. 重要業務、重要システム・インフラ」で検討した重要システム・インフラはじめ、下記のリソースの現状等については以下のとおりである。

- ①重要システム・インフラの状況 <資料7参照>
 - ・システム・インフラ一覧（本庁舎他）
 - ・システム・インフラ一覧（第1代替拠点 勝北支所）
 - ・システム・インフラ一覧（第2代替拠点 久米支所） <資料8参照>
- ②重要情報の保管及びバックアップの状況（データのバックアップ） <資料9参照>
 - ・情報システム一覧
- ③情報政策課職員の参集可能性の評価 <資料10参照>
- ④外部事業者（復旧支援事業者）との関係整理 <資料11参照>
- ⑤建物の評価 庁舎（建物）の状況把握結果 <資料2参照>
- ⑥システム機器設置場所の評価 <資料3参照>
- ⑦地域インフラに関するリスク評価 <資料4参照>

※当リストはセキュリティ確保のため非公開情報とする。

7. 被害を受ける可能性と事前対策計画

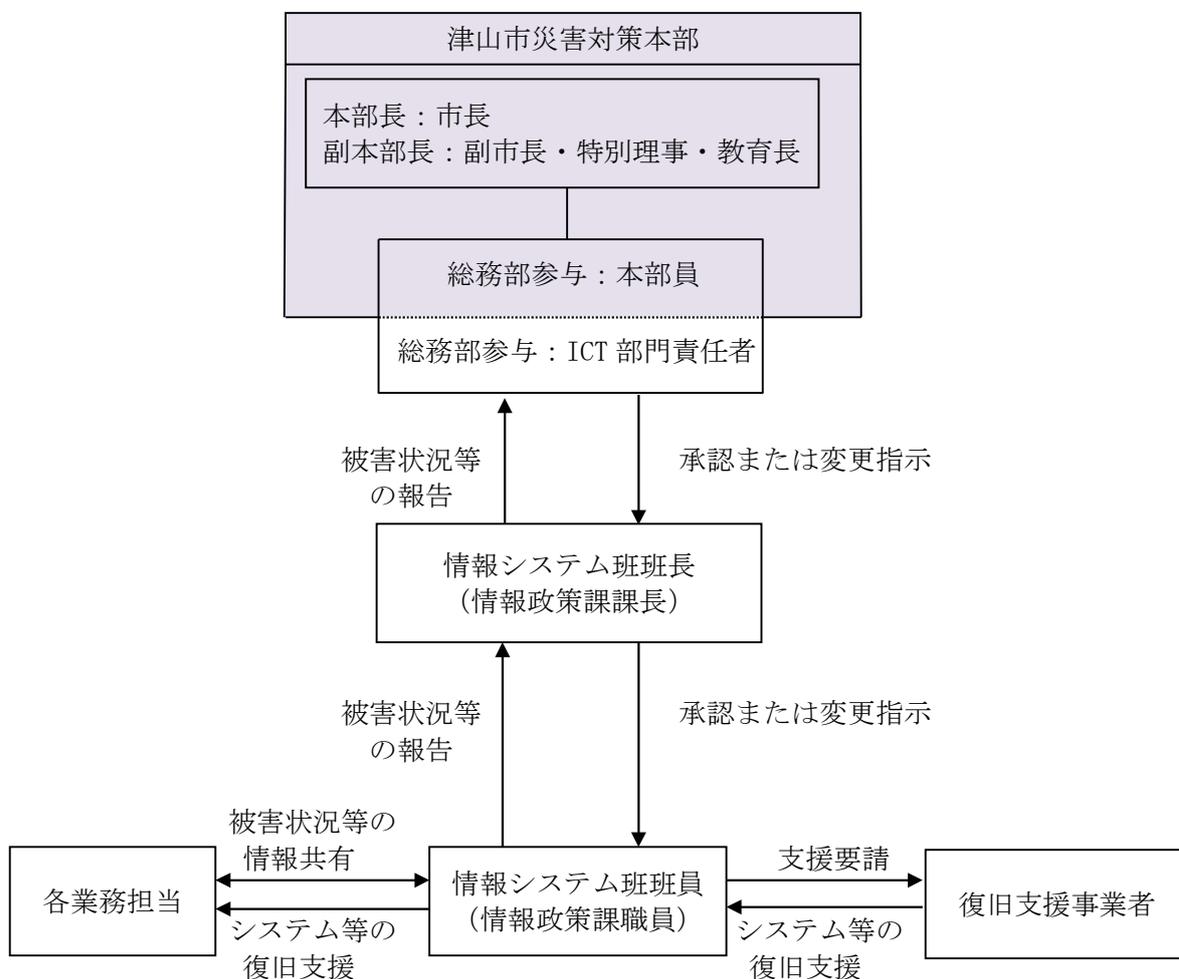
「6. リソースの現状(脆弱性)と代替の有無」を踏まえて、現状の各重要システム・インフラの被害を受ける可能性の調査結果と、事前対策の内容は、別冊資料のとおりである。

※別冊資料はセキュリティ確保のため非公開情報とする。

8. 緊急時対応・復旧計画

(1) 緊急時対応体制

大規模な災害が発生した場合に、職員が適切に対応し、正確に情報が伝達されるように、以下の組織体制で活動する。



※情報システム班・班長の代理者は職位順とする。

※ICT 部門責任者は災害対策本部の業務に追われ、十分な対応ができない可能性があるため、情報システム班は各自の役割に応じて主体的に緊急時の対応にあたり、重要な意思決定が必要な局面のみ、推奨する意見を ICT 部門責任者に提案して判断を仰ぐように努める。

※復旧支援事業者とは、システムベンダー、ネットワーク及び通信事業者など。

※情報システム班とは「津山市防災配備体制要領」の情報政策班を指す。

(2) ICT部門の役割

名称		役割	備考
ICT部門責任者		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部長の命を受け、庁内のシステム・インフラを掌理し、対応職員を指揮監督する。 ・情報システム班の設置を決定し、災害対策本部長に報告する。 ・情報システム班の設置場所の被害状況を把握し、災害対策本部長へ状況報告と設置場所に関する意見を報告する。 ・システム・インフラの復旧に関する方針、計画を決定する。 ・情報システム班の解散を決定し、災害対策本部長に報告する。 	
情報システム班	班長	<ul style="list-style-type: none"> ・班員の安否状況を確認するとともに、その結果をICT部門責任者に報告する。 ・ICT部門責任者の指示に従い、情報システム班の体制を確立、システム・インフラの復旧活動を指揮する。 ・班員から、庁舎内のシステム・インフラの動作状況、被害状況の報告を受けICT部門責任者に報告する。 ・復旧方針を検討立案し、ICT部門責任者に報告する。 ・班員から、ネットワーク及び情報機器の保守業者への復旧依頼状況の報告を受け、対応措置状況をICT部門責任者に報告する。 ・非常時の対応においても情報セキュリティが確保できるよう対策を行う。 ・災害復旧後、対応記録のまとめ、防災担当への報告及びICT-BCPの見直しを行う。 	資料12 職員緊急連絡先一覧
	班員	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの安否情報を班長に報告する。 ・庁舎内のシステム・インフラの動作状況、被害状況を班長に報告する。 ・班長の指示に従い、復旧活動を行う。 ・必要な復旧支援事業者に、協力を依頼する。 ・システム・インフラに関する被害状況調査及び評価を行う。 ・主要なシステム・インフラについて重要度の高いものから順に、目標復旧時間内の復旧に努める。 ・復旧活動の進捗を班長に報告する。 ・防災担当班及び広報担当班との連絡体制を確立し、被害及び復旧状況を相互共有する。 ・所管するシステム・インフラの被害状況の確認を行う。(電力、緊急の情報発信手段、音声通信手段など) 	資料13 復旧支援事業者緊急連絡先一覧

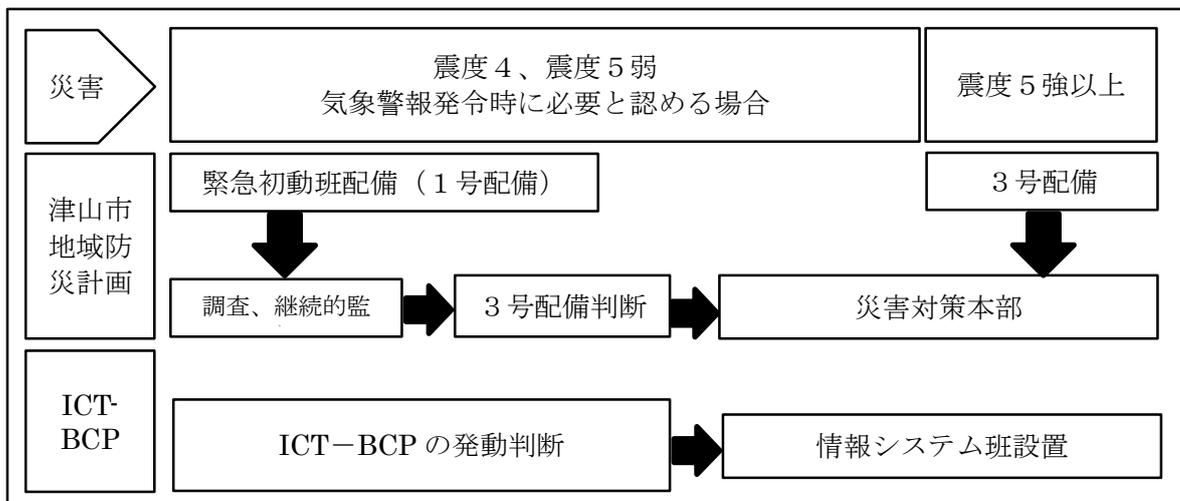
※ICT部門責任者、情報システム班班長が不在の場合は、それぞれ下記の順位により役割を代行する。

順位	ICT部門責任者	情報システム班班長
第1位	情報政策課課長	情報政策課主査
第2位	情報政策課主査	情報政策課主任

(3) 情報システム班設置基準

情報システム班は災害対策本部設置基準に沿って設置するものとする。

(災害対策本部設置基準との関係)



	設置基準	備考
災害発生時	震度5強以上の地震が発生した場合	災害対策本部設置とともに情報システム班を設置
	上記以外で、災害対策本部が設置された場合	ICT部門責任者が必要と認める場合
	災害対策本部が設置されず、システム・インフラに重大な被害の発生又はそのおそれがある場合	ICT部門責任者が必要と認める場合

優先順位	システム復旧拠点	災害対策本部
1 本庁舎	津山市役所 本庁舎2階 情報政策課執務室及び重要機能室	津山市役所 本庁舎2階 202会議室
2 代替拠点1	津山市役所 勝北支所2階 ネットワーク機器室	津山市役所 勝北支所 2階大会議室
3 代替拠点2	津山市役所 久米支所1階 ネットワーク機器室及び防災無線室	津山市役所 久米支所 2階大会議室

システム復旧拠点は本庁舎及び代替拠点のシステム・インフラ、ライフライン等の被害状況を確認の上、災害対策本部長が決定する。

(4) 情報システム班の参集及びその後の対応

① 一次参集場所

- 1 本庁舎への立入りが可能な場合
 - ・情報システム班は本庁舎2階情報政策課執務室を参集場所とする。
- 2 本庁舎への立ち入りが不可能または困難な場合
 - ・情報システム班は本庁舎東側駐車場を参集場所とする。
 - ※代替拠点への直接参集は原則として行わない。代替拠点への移動は、災害対策本部長が復旧拠点を決定後、ICT部門責任者の指示に従って移動することを原則とする。それまでに参集できなかった者は代替拠点へ直接集合する。

② 参集判断及び安否確認

- 1 震度5強以上の場合
 - ・班員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集場所に集合する。
 - ・班員は、利用可能な通信手段を用い、自己の状況及び参集予想時刻等を班長へ報告する。
 - ・班長は、報告がない班員の安否確認を行う。
- 2 1以外で災害対策本部が設置された場合
 - ・班員は、利用可能な通信手段を用い、自己の状況を班長へ報告する。
 - ・班長は、報告がない班員の安否確認を行う。
 - ・ICT部門責任者と班長の協議により参集について決定する。
- 3 その他の災害の場合
 - ・ICT部門責任者と班長の協議により参集について決定する。

③ 参集後の対応

- ・班員は、速やかに重要機能室等の被害状況確認を行い、班長に報告する。
- ・班長は、市内の被災状況により職員配備体制を変更する必要がある場合には、ICT部門責任者と協議し、班員の補強又は変更を災害対策本部に要請する。

④ 復旧支援事業者

- ・被災状況によって、復旧支援事業者の支援が必要と判断した場合は、班長は復旧支援事業者へ支援の要請を行う（資料11、13参照）。

(5) 復旧フロー

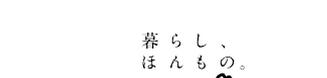
目標（経過）時間		復旧フロー	復旧概要
地震発生		地震等災害情報の収集	テレビ・ラジオ等から地震情報を収集する
↓		参集判断	「8.(3) 情報システム班設置基準」に基づき参集判断をする
		職員参集	「8.(3) 情報システム班設置基準」に基づき速やかに参集する
		被害状況の確認	各庁舎の被害状況を確認する
	代替拠点での復旧		
1時間 (3時間)		復旧拠点の判断	被害状況をとりまとめ、システム・インフラの復旧拠点の設置場所を検討する
↓	3時間 (6時間)	(代替拠点の場合) 損害調査	持ち出せるICT資源等の詳細な損害状況を確認する
3時間 (6時間)	6時間 (9時間)	ICT資源の確保 (庁内ネットワークの復旧)	情報の収集や提供、システムの稼働に向けて必要な機器等の確保を行う
↓	↓	災害対策本部からの情報収集と復旧支援	防災通信及び非常用電源の稼働時間等を確認する 広報等、情報提供に向けた機器及び通信の確保状況を確認する
6時間 (9時間)	9時間 (12時間)		
↓	↓	復旧準備	損害調査や災害対策本部からの情報収集の結果をとりまとめ、代替資源の準備を行う
↓	↓	復旧支援事業者との連絡	復旧に必要な資源の提供について復旧支援事業者へ支援要請を行う
↓	↓	応急復旧	情報発信に必要なネットワーク等について代替資源による応急復旧を行う
9時間 (12時間)	15時間 (18時間)	復旧を優先する業務の復旧	「8.(6) 復旧を優先する業務システム一覧」に基づきシステム復旧作業を行う
↓	↓		
24時間	36時間	復旧方針の策定	長期間復旧が見込まれないシステム等が発生した場合、必要に応じ復旧方針を策定する

※目標時間は就業時間内の目安とし（ ）は就業時間外の目安とする。

※各段階での詳細な実施内容は、様式9、10に記載の復旧チェックシートに基づき行う。

(6) 復旧を優先する業務システム一覧

災害発生時における応急対応業務や早期に実施すべき復旧業務、優先度の高い通常業務について、その緊急性や重要性を考慮し、業務システム復旧時間を設定する。

業務名		発災後 3時間以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	48時間 以内	72時間 以内
重要業務サーバの確認・再起動							
庁内ネットワークの復旧							
業務システムの復旧	避難行動要支援者システム						
	被災者支援システム						
	地図情報システム						
	道路台帳システム						
	市営住宅管理システム						
	積算システム 下水道図面管理システム						
	健康管理システム						
	総合行政システム (R-STAGE 等)						
	戸籍システム						
	グループウェア (公開羅針盤・財務会計・ 文書管理・例規検索等)						
	介護保険関連システム (MC・認定システム)						
	後期高齢者医療システム 社保オンライン						

9. 用語集

1. ICT

Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関連する技術一般の総称。

2. BCP

Business Continuity Planの略。業務継続計画。自然災害、事故、テロ等の予期せぬ緊急事態に遭遇した場合に、重要業務に対する被害を最小限にとどめ、事業活動の継続と早期復旧を行うために事前に策定する行動計画。

3. システム・インフラ

情報システム、ネットワーク、防災無線、電話など全庁における業務を支えるICT基盤を総称して呼ぶこととする。

4. LGWAN

Local Government Wide Area Networkの略。総合行政ネットワーク。公的個人認証サービスや電子申請サービス等に用いられる。

5. 輻輳（ふくそう）

物が1カ所に集中し混雑する様態を言い、通信分野においては、災害時などに発生する、通信要求過多により、通信が成立しにくくなる現象を言う。

6. リソース

資源。目的を達するために役立つ、あるいは必要となる要素。コンピュータにおいてはソフトウェアやCPU、メモリ、ハードディスクの総称。

7. データセンター

各種のサーバやデータ通信などの装置類を設置・運用することに特化した施設の総称。

10. 資料(注：別冊)

- (1) 津山市ネットワーク構成図
- (2) 建物の評価 庁舎（建物）の状況把握結果
- (3) システム機器設置場所の評価
- (4) 地域インフラに関するリスク評価
- (5) 初動検討表（本庁舎継続利用の場合）
- (6) 初動検討表（代替拠点移行の場合）
- (7) システム・インフラ一覧（本庁舎他）
- (8) システム・インフラ一覧（勝北支所・久米支所）
- (9) 情報システム一覧
- (10) 情報政策課職員の参集可能性の評価
- (11) 外部事業者（復旧支援事業者）との関係整理
外部事業者（復旧支援事業者）との関係整理のための調査票
- (12) 職員緊急連絡先一覧
- (13) 復旧支援事業者緊急連絡先一覧

<様式一覧>

- 様式1 : 業務継続計画の更新チェックシート
- 様式2 : 持ち出し物品チェックシート
- 様式3 : 訓練計画
- 様式4 : 被害チェックシート 簡易版
- 様式5-1 : 被害チェックシート 詳細版
- 様式5-2 : システム・インフラ機器個別確認シート
- 様式5-3 : ネットワーク個別確認シート（別紙管理）
- 様式6 : 復旧対策チェックシート
- 様式7 : 進捗報告チェックシート
- 様式8 : 参集チェックシート
- 様式9 : 本庁舎での復旧チェックシート
- 様式10 : 代替拠点での復旧チェックシート
- 様式11 : 持ち出し資料リスト